

古河税務署からのお知らせ

所得税・消費税の確定申告は正しくお早めに
平成18年分の「申告所得税の確定申告」及び
「個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告」
の納期限は次のとおりです。

申告所得税の確定申告

3月15日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告

4月2日(月)

税務署の閉庁日(土日祝日等)は、相談・申告書の受付は行っておりませんが、申告書は、郵便による送付、または税務署の時間外収納への投函により提出することができます。

申告期限間際になりますと、税務署は大変混雑しますので、できるだけご自分で書いてお早めに提出してください。

お問い合わせ

古河税務署 個人課税部門

☎ 4174
(32)

[国税庁ホームページ「申告書作成コーナー」](#)

24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

医療費控除の申告や住宅ローン控除の申告など、いろいろなケースに対応しています。

プリントアウトして、添付書類とともに郵送等で提出できます。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>の確定申告書等作成コーナー

申告はe-Taxが便利です

自宅やオフィスからインターネットを利用して所得税、消費税(個人)の申告、青色申告の承認申請、納税地の異動届等の申請等ができます。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxに引き継いで電子申告することができます。

e-Taxのご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続き等が必要です。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

農業所得事前相談会を開催します

役場税務課では、農業所得のある方を対象に、確定申告に先立って事前相談会を開催します。

平成18年分からの農業所得の申告は、すべて収支計算をすることになります。

計算方法や記入方法のわからない方や内容を確認されたい方は、お気軽にお越しください。

日時 ・ 2月1日(木)・2月2日(金)

午前9時から午後7時まで

・ 2月3日(土)

午前9時から午後4時まで

ご都合のよい日にお越しください。

場所 役場2階 第2会議室

持参していただくもの

- ・ 農業所得申告書類(収支内訳書)
- ・ 収入金額がわかるもの(出荷伝票、通帳等)
- ・ 必要経費がわかるもの(領収書等)

お問い合わせ

役場税務課住民税係 ☎ 1966
(84)

平成19年度 県立古河産業技術専門学院生 一般入学者(板金科)募集

訓練科名

板金科

募集定員

10名

訓練期間

1年

訓練内容

製作図面に従い板金加工・溶接技術(ガス・アーク・半自動)等により板金

製品の製作ができる程度の

基本的な知識技能を学びま

す。

応募資格

中学校卒業した者(平成

19年3月に中学校卒業見込

みの者含む)、またはこれ

と同等以上の学力を有する

と認められる者

受付期間

1月15日(月)から26日(金)ま

で

提出書類

入学願書・調査書・健康

診断書(過年度卒のみ)

提出先

県立古河産業技術専門学

院

試験日

2月2日(金)

選考内容

国語、数学、面接

試験場所

県立古河産業技術専門学

院

合格者発表

2月9日(金)

お問い合わせ

県立古河産業技術専門学

院

〒306-0126 古

河市諸川1844

☎ 760049

☎ 769861

ホームページ

<http://business2.plata.or.jp/sangisen/>

